

多発するベトナム人犯罪の防止策を探る 留学生の善導に効果を発揮する佐賀の加点・減点制度

年々留学生が増えるに従って、犯罪も増える傾向にあるが、せっかく日本語を学ぶために海外からやってきた留学生を、どうやって導いていたら良いのかは、日本語学校経営者の最も腐心する所だ。ここに、留学生の犯罪を防ぐにはどうしたら良いのか、同時に、日本と母国との架け橋になるような立派な留学生を育てるには、どうしたら良いのか、留学生の犯罪防止と留学生の善導方法の両面から、留学生教育に活かせる2つの事例を紹介しよう。一つは警視庁が見たベトナム人留学生の犯罪の実態と防止策、もう一つは、「加点・減点主義による学校規則」を取り入れた佐賀県の日本語学校の例だ。

◆地元警察署との相談と留学生の生活指導に特段の注意を払おう

刑法犯の検挙件数は、この5年間で7倍近く増え314人に

まず犯罪防止の事例から紹介しよう。さる6月26日(金)、全国日本語学校連合会(JaLSA)総会が、東京・御茶ノ水の中央大学駿河台記念館で開かれた。総会終了後に警視庁が「多発するベトナム人留学生らによる犯罪事件」と題して講演した。講師は、ベトナム人による凶悪事件の多発を受けて、犯罪を抑止するために「地元警察署との相談と留学生の生活指導に特段の注意を払っていただきたい」と日本語学校経営者らに強く協力を求めた。

現在、警視庁管轄下の某警察署には「不良ベトナム人強盗致傷等事件の合同捜査本部」が置かれている。ベトナム人留学生凶悪事件が余りにも多いからだ。例えば、ベトナム人が絡んだ万引き、薬物違反、オーバーステイなどの刑法犯は、東京都内における検挙件数を見ると、平成23年・37人、24年・52人、25年・190人、26年・314人と鰻上りに急増している。ちなみに警察庁の発表では、国全体の「留学資格」での刑法犯の検挙件数は、平成21年がわずか58人だったのが、平成26年には376人と7倍近く増えている。

それだけではない。殺人、強盗、強姦、放火などの凶悪事件の都内の検挙件数も並行して急増し、平成23年・0件、24年・2件、25年・3件だったのが、26年・10件、平成27年は1月から4月のわずか4カ月で11件と昨年件数全体をすでに上回っている。一ヶ月に2、3

件、凶悪事件が起きている計算だ。講師は「発生件数は留学生の急増と対比で凶悪事件も急増している」と指摘する。法務省出入国管理局の調査によると、在留資格(入国目的)別の外国人数の推移を見ると、「留学」目的は、平成22年・20万1511人が、23年・18万8605人、24年・18万0919人、25年・19万3073人、26年21万4525人に達する。

◆犯罪ベトナム人の共通点①凶暴性、②集団的、③若年性。盗られる方が悪いと薄い犯罪認識。万引→ピッキング盗→侵入盗へとエスカレート
講師は、検挙したベトナム人の性格には3つの特徴があるという。

- ① 凶暴性。事件に使う凶器は、刃物、ビール瓶、皿など、あるものは何でも使い、直接切りつけたり、殴りつけるなど凶器を使う。
- ② 集団的。1人ではやらない。1人の人間を10人から20人で一気に襲いかかる。
- ③ 若年性。20代が9割と若い人が多く、日本在留ベトナム人が多く、20代前半から活発に活動している。学生は一見大人しく丁寧で良い子に見える。

講師は「今、15人が拘留されているが、留置場では全員、素直で優しい。言葉使いも大人しく見えるが、事件が起こると、形相が変わって殺人鬼のようになる」と語り、会場もシーンとなった。

会場では、平成25年8月26日に東京・新宿区大久保の路上でネパール人男性が襲われ、両足を刃物で切りつけられ、重傷を負った事件の他、ベトナム人男性7人が警視庁に逮捕されたケース。また、今年3月13日、新宿区百人町のアパートで、サイコロ賭博で独り勝ちして帰ろうとしたベトナム人男性を殴り、金を奪って逃走し、強盗致傷容疑で、飲食店経営者らベトナム人6人が逮捕されたケース、などの凶悪事件をまとめた写真付き資料も回覧されたが、大久保の事例では被害者の足がナイフで傷つけられ、太ももがぱっくりと抉られた写真も紹介され、凶悪事件の見過ごしにできない怖さを実感させた。

警察庁は平成15年1月から「検挙にまさる抑止無し」として「街頭犯罪・侵入犯罪抑止総合対策」を実施中。講師は「これからはもっともっとたくさんの外国人が入ってくることによりインフラ犯罪、凶悪犯罪が増えるのではと見ている」と外国人犯罪の見通しを示した。

その増加傾向はちょうど、今から約20年前に中国人の急増とともに起きた犯罪の増加に似ているという。「今は万引きが周囲で起きているが、件数も増えており、侮れない。取締りを強化しなければいけない。ベトナム人は『盗られる方が悪い』と犯罪認識が無い。また万引きからピッキング盗、侵入盗へと犯行がエスカレートしていった」と語る。

◆増える携帯電話詐欺事件。振り込め詐欺に利用。転売し現金化を図る

ベトナム留学生を入れる時は、紹介者をしっかり見よ。『日本警察は必ず検挙し、賄賂もきかず、おっかない』と植え付けて教えてほしい。

平成15年、16年、17年と中国人の犯罪の多発が、全国で続いたが、今ではベトナム人の資金源の流れの確立が高い。万引きはほとんどやっているといってもおかしくないという。携帯電話詐欺事件も多い。他人名義の携帯電話を転売し、振り込め詐欺に利用するケースなどもある。1人に5台から10台でも売り、1台は自分用に買い、他の携帯電話は買ってすぐ転売し現金に変えるのだ。

講師はベトナム人留学生が置かれた危うい留学生生活の一端を次のように語った。「ベトナム人は自分の買ったものを売って何が悪い」と全く犯罪意識が無い。日本に来て悪くなったのではない。ベトナムにいる時から不良のケースが多いが、不良と知り合ったばかりに不良となっていくケースもある。ベトナムで手におえず、親が200万円を借金して日本語学校に送り出す。彼らは、ハナから学校で勉強する気は無いので、すぐ不良グループと結びつく。日本に夢を持って来ていることは確かだが、『日本に留学で行けば、10万円から20万円を稼ぎ、お父さんに仕送りができる。借金はすぐ返せるよ』と言われて来る」

「しかし、実際に来てみたら、パラダイスではない。脱落していく。悪い事にどのような計画で続けていこうか、と一生懸命、勉強している子のところに転がり込む。同じところに犯罪者と勉強する子が同居している。日本で生活することは楽しい。日本では友達と分け合えば何とか生活できる。良い子も悪い子も助け合って暮らしているのが実状」

このため、講師は「ベトナムから留学生を入れる時は、紹介者をしっかり見てほしい。地元の警察署から話をしてもらうことも必要です。ベトナム人は留学ビザの資格で入国し『取り敢えず頑張ってこい』と送り出されて来るが、結局、留置場に入れられた学生を見ての共通点は、皆ハノイ育ちで、元々あまり勉強しない。勉強を苦にして勉強しない。早い段階で学校に来なくなり除籍になっている。届出住居地に住んでいないケースなどが多い」と言う。

検挙したベトナム人グループは、起訴されて順次、法廷に持ち込まれている。当面、新宿、大久保、中野からは凶悪犯罪は無くなったが、今はもう3次グループ、4次グループが集まりつつあるという。最後に講師は「ベトナム警察は犯人の扱い方が日本より厳しいが、その反面、お金（賄賂）がものをいう。捕まっても何とかかなると思っている。犯罪を犯しても、誰も捕まらないと思っている。しかし、日本では誘拐事件は100%捕まるように、本人が犯罪を犯せば、必ず捕まる。学生には『日本の警察はおっかない』と言うことをしっかり植え付けてもらいたい。皆さんも危機感を持って行動してほしい。地元の警察署とは常に相談窓口を作ってほしい。犯罪を抑止し、日本を守るためにもご協力をよろしくお願ひしたい」と、日本語学校経営者に要望して講演を終えた。

◆**学生集め、ブローカー任せもテレビ面接も論外、面接・試験は必須に**

この後の質疑では「どうやって、犯罪に走る学生とそうでない学生を見分けるのか」という質問が出たが、松戸市にある日本語学校の校長は「留学生の受け入れには面接が大事。うちでは向こうの高校入試に使う数学と英語のテストもやっているが、30分も座ってられない子は、ほとんどが万引きなどの犯罪に走る。さらに出身地や出生地も見ている」と同校の入試選抜法を紹介、面接の重要性を強調した。

同様にさいたま市にある日本語学校の理事長も「学生に作文を書かせて見ると、その学生に集中力が有るか無いかが一目でわかる。字が綺麗かどうかからも分かる。いずれにしても、学生集めのブローカー任せではいけない。テレビ面接などは論外で、試験をしっかりと行うことが大事だ」と語り、留学生の受け入れに当たっては、本当に留学目的で来ているかどうか、篩（ふる）いにかけるための面接や入試の必要性を指摘した。

◆**佐賀県は語学留学生の25%に月額2万円の奨学金を支給**

富山県は大学、大学院進学予定者対象に月額3千円を支給

一方、留学生にとって朗報となる珍しい県レベルの留学生支援制度を紹介しよう。日本語学校向けの奨学金制度を都道府県レベルで整えているのは、まだ富山県と佐賀県のみだ。

富山県は県内の日本語教育機関、高等専門学校、短期大学、大学及び大学院に在籍する外国人留学生に対し、住居費、生活費等の一部として「富山県国際交流奨学金」を「外国人留学生の生活の安定を図るとともに勉学・研究活動を促進し、富山県と諸外国との国際交流・国際親善に寄与することを目的」として支給している。このうち日本語学校に通学する留学生に対しては、大学又は大学院への進学予定者を対象に「月額3000円」を支給している。

一方、佐賀県は、日本語学校に学ぶ留学生の25%を目標に「月額2万円の奨学金」支給の意欲的な制度だ。佐賀県は目下、「外国人との共生による特徴ある地域づくり」を目指しており、その一環として、外国人留学生の学習環境の充実に取り組んでいる。とくに外国人留学生が佐賀県内で意欲を持って勉学に励めるよう大学や専修学校のみならず、学業優秀な日本語学校で学ぶ留学生をも対象に「グローバルSAGA奨学金」補助事業を、平成26年度（2014年度）に創設し実施中だ。「月に2万円の奨学金を支給」する制度だ。

県内初となる同事業による奨学金は、今年3月6日に佐賀県鳥栖市にある日本語学校「学校法人弘堂国際学園」（山本由子理事長）で学ぶ在校生に送られた。奨学金授与式が同校で行われ、同日行われた卒

業式の後に、山本由子理事長から韓国やフィリピンなど4カ国、5人の在校生に「奨学生認定証」が渡された。奨学金制度は昨年10月に入学した留学生から適用となったもので、今年3月分までの半年分計12万円がそれぞれの学生に贈られた。

同ニュースを報じた3月7日付け朝日新聞によると、ネパールの男子留学生、スレスタ・ディパックさん(26)は、月の生活費が10万円。弁当作りのアルバイトをしながら日本語を学び、九州の国立大学入学を目指しているが、県の奨学金補助制度はとても励みになっており「奨学金はとても助かる。これからもっと頑張りたい」と話している。

「卒業生、在校生の生き生き澆刺たる姿を見て涙が出ました」という奨学金授与式に出席した白井誠佐賀県前国際戦略統括監(現県スポーツ文化部長)は「グローバルSAGA奨学金」補助事業の意図をこう語る。

「この奨学金制度は平成23年から始めた佐賀県の国際戦略の一環でホップ、ステップ、ジャンプの中のステップ段階の試みです。これまで佐賀県は『世界とつながる佐賀県』を目標に経済面の充実、県に何を持って来れるかというギブ&テイクのテイクばかりに目を向けて来たが『これではいけない。ギブが大事だ。佐賀県として世界の人に何をしあげられるか』というギブに力点を置いたのが、今回の奨学金制度です。人口減少の世にあって多文化共生を図って行こうという狙いです」

◆佐賀県の弘堂国際学院が導入した「加点・減点主義による学校規則」 県支給の奨学金選択基準を、誰が見ても公平を期せるよう創設図る 留学生の学力と生活態度の向上を狙って設け、4月から実施中

この「グローバルSAGA奨学金」支給の対象となる留学生を選択するのは、日本語学校にまかされている。そこで、その選択基準となる仕組みを誰が見ても公平を期せるようにするために、弘堂国際学院が今年4月から導入したのが「加点・減点主義による学校規則」だ。これまで留学生指導に応用した様々な指導基準を解りやすく体系化したものだ。

留学生のプラス面を見る加点項目よりも、マイナス面を見る減点項目が厳しくかつ多い。留学生の学力と生活態度の向上を狙って設けたものだが、留学生を正しく導き、犯罪の抑止にも資する一面を持つユニークで優れた制度だ。まさに「グローバルSAGA奨学金」の支給を誰に決めるかは、加点制が利用される。

まず厳しい大前提を紹介しよう。留学生は、-2点を取ると「担任面談」となる。同じく-4点になると「主任・担任面談」。-6点は「事務長面談」。-8点は「校長面談」。-9点は「退学、除籍勧告」。-10点は「退学、除籍⇒帰国」となる。留学生には二重、三重に反省と猶予の時間を与えているのも大事な特徴だ。

- ◆家賃・水道光熱費不払い－1点、土足入室－1点、遅刻・作文1枚、無連絡遅刻連続3日以上－2点以上、無断外泊－3点、警察沙汰－6点以上

学校規則はとにかく細かい。かゆい所に手が届くほど目配りされている。内容は以下の通りだ。

(寮での規則)

- ① 家賃・水道光熱費を期日までに支払わない(－1点)。
- ② 外で履いた靴でそのまま部屋の中に入る(－1点)。
- ③ 隣近所の迷惑になるようなことをする(－1点)。例えば騒音、ゴミの分別、アパート周りのポイ捨てなど。
- ④ 異性や外部者を部屋に入れる(－2点)。
- ⑤ 近隣からクレームを実際に受けた(－4点)。部屋の契約者、パーティーの主催者、クレームを受けた際に部屋にいた人全てが対象になる。

(教室・授業での規則)

- ① 遅刻する(作文1枚)。
- ② 当日に遅刻の作文を書かない(作文が1枚加算される)。
- ③ 欠席(作文2枚)。
- ④ 翌日に欠席の作文を書かない(作文が1枚加算される)。
- ⑤ 在留カード・学生証不携帯(作文1枚)。
- ⑥ 教室内飲食(原則当日だが、理由がある場合、1週間以内に清掃活動30分〈庭の草取りなど〉)。
- ⑦ 連絡なし遅刻が連続3日以上(－2点以上)。
- ⑧ 連絡なし欠席が連続3日以上(－2点以上、欠席日数分の作文)。
※6日連続で休むと－4点になる。欠席2日目部屋訪問。
- ⑨ 2日休んで、その間アルバイトに行っている(－1点)。2日連続で休んだところで報告。アルバイトの出勤状況を確認する。
- ⑩ 特別な理由なく1ヶ月の宿題提出率が70%未満である(－2点)。
宿題提出率70%未満が3ヶ月続いている場合、アルバイトをやめる。
- ⑪ 上記と関連して、長期休みまでに未提出の宿題がある。長期休み中の補講一担任と未提出の宿題の提出約束日を決める。その期日に1日遅れるごとに補講を1週間延ばす。1日2時間の補講をする。補講をまとめて取ることはできない。
- ⑫ 授業中の居眠り(注意2回目で出席簿に“ネ”欠課〈1時間減る〉に)。
- ⑬ 携帯電話の使用。先生に携帯電話を出していなかった(“ネ”欠課に)。
- ⑭ タイムカードを意図的に隠す(－1点)。
- ⑮ タイムカードの打刻を友人に頼むなどの行為(－1点)。

(学校規則)

- ① 特別な理由なく出席率が80%を下回る(－2点)。出席率80%以下が3ヶ月続いている場合、アルバイトをやめる。

- ② 学費を期日までに払わない（－2点）。
- ③ 無断外泊（－3点、外泊日数×1日2時間の補講1週間）。
※サボったら、サボった日数×1週間の延長。
- ④ 無断帰国（－4点。卒業証書ではなく、学習証明書になる。社会見学旅行に参加できない。推薦を出して、進学先が決まっていた場合、推薦取り消しを報告する。それまでの加点は0点となり、以後加点なし）。
- ⑤ 外泊・帰国の期日を守らなかった場合（－2点、遅れた日数分×1日2時間の補講1週間、サボったら④と同様延長）。
- ⑥ 喧嘩をする（－2点以上。手を出した場合、－4点以上となる。それまでの加点は0となる）。
- ⑦ 学内・寮内で盗難及び器物損壊（－4点以上）。それまでの加点は0点となり、以後加点無し。
- ⑧ 引越しをした際、部屋の契約書、転居届及び在留カードの住所変更を2週間以内に行わなかった場合（－1点）。

（外の規則）

- ① 自転車に乗って、傘・携帯電話・イヤホンをする、二人乗り、無灯火などの交通違反行為（－1点）。学生に通知した後、減点（本人が減点されたことを自覚しておく）。2人乗りは両方が減点の対象とされる。
- ② 加害者として交通事故を起こす（－6点）。それまでの加点は0となり、以後加点なし。
- ③ 警察沙汰を起こす（－6点以上。それまでの加点は0となり、加点なし）。

（アルバイトの規則）

- ① アルバイトを勝手にやめて、学校に苦情が来た場合（－1点）。
※上記の記載に当てはまらなくても、日本の法律・規則・留学生に相応しくない行いがあった場合には、検討し減点していくことがある。

◆日本語能力試験合格＋1点以上、N2以上合格＋2点、スピーチコンテスト優秀賞＋1点、最優秀賞＋2点、1ヶ月の宿題提出率と出席率が共に100%＋1点、弘堂国際学院ボランティア活動3回参加＋1点
一方、加点の方は簡素だ。以下の場合に加点される。加点された点は、奨学金選抜の際に利用されるのがミソだ。

（寮での規則）

- ① 家賃・水道光熱費の支払いの期限を6ヶ月間守った場合（1点）。

（教室・授業での規則）

- ① 日本語能力試験及び日本留学試験を受験した場合（1点）。
- ② 日本語能力試験に合格した場合（1点以上）。N3合格は1点。N2以上に合格は2点。
- ③ 日本留学試験において平均点以上をとった場合（2点）。

- ④ クラス内のまとめテストでクラス1位をとった場合（1点）。
- ⑤ 1ヶ月の宿題提出率と出席率が共に100%だった場合（1点）。

（学校での規則）

- ① 学校行事において貢献し、職員全員が賛同した場合（1点）。
- ② スピーチコンテストにおいて賞をもらった場合（1点以上）。優秀賞1点、最優秀賞2点。
- ③ 学校から感謝状をもらった場合（3点）。

（外の規則）

- ① 警察から感謝状をもらった場合（6点）。例えば、犯人逮捕に貢献した場合など。
- ② CVGに3回参加した場合（1点）。

※このCVGは弘堂国際学園の「C」、ボランティアの「V」、グループの「G」からなるボランティア活動を指す。例えば、同校では寮の周りの草むしりをして綺麗にしたり、学校から駅までの道端の煙草の吸殻を拾って綺麗にするボランティア活動をグループで行っている。

さて、この弘堂国際学園の「加点・減点主義による学校規則」の成果は、今年4月以来、約4カ月が経過したが、いかなる効果を発揮しているか、山本由子理事長に伺った。山本理事長は「例えば、誰もが土足で寮に入らないとか、はっきりとその成果が現れています」と回答してくれた。

そもそも、この「加点・減点制度」を作った理由は、それまで同校にはペナルティ制度はあったが、基準がはっきりと定まっていなかったために、適用に微妙な差が出ていた。山本理事長は「それまでは何故、私がペナルティを食わねばならないのか。どこで線引きが行なわれているのかわからない部分が多かった。逆に先生の方も、ペナルティを課しているものかどうか、先生によって判断にどうしても曖昧な差が出て困ることがあった。この悩みを解消するために、皆で考えぬいて、この『加点・減点制度』を作りあげた次第ですが、自然と線引きの基準が目に見える形でわかり、素晴らしい効果を挙げています」と語る。

また、減点だけでなく、加点制度を加えたのは「加点制度があるお蔭で、学生の励みになるからです」

佐賀県の場合は、留学生の25%に「奨学金」がでる。山本理事長は「200人いると、50人。奨学金は月に2万ですから、学生にとっては本当に助かります。本校では、ボランティア活動を3回すると1点とか、スピーチコンテストで優秀賞をもらうと1点、最優秀賞だと2点とか色々加点制度を定めており、これを県の奨学金選抜の判断材料にしている、学生にとっても発奮材料になり、勉強の励みにもなっているようです」と加点制度も加えた理由を説明してくれた。

地元の警察署や留学生を抱える大手のマンション業者も「これはとて

も良い制度です」と学校規則を参考資料として貰っていくほど好評を得ている。賞罰をはっきりさせることは、古来からの人材育成の重要なポイントだが、既視化で不公平を無くし公平感を重視した所が秀逸だ。